筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業
に関する質問回答書

平成１９年１２月２８日

国立大学法人　筑波大学

質問の内容

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
1										第1回ならびに第2回の応募者別対話での確認内容を大学・事業者の双方が認識し、入札条件として拘束力を持たせるため、大学側より対話での確認内容を書面にてご提示いただけるものと理解していますが、ご提示時期をご教示下さい。	全ての対話終了後、一括して公表する予定です。
2										事業契約書(案)・要求水準書等の修正版の公表時期をご教示下さい。	平成20年2月上旬までに公表予定です。
3										PSC、VFMの算定根拠(要求水準書を基に算定されたのか、現状での業務費用を基に算定されたのか)をご教示ください。またその時点と、民間が提案する時期との経過による各種コストの上昇に対しては、加算されていると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を基に算定してします。PSC、VFMの算定時点から入札提案書類の受付時点の経過による各種コストに関しては変動分を考慮しています。
4										過日、性能劣化が原因の停電があったと聞いています。今回PFI になりましたが改修中に類似のような停電やトラブルが発生した場合、事業者に故意・過失があった場合には、事業者側の責任との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者の故意、過失に限定したものではありません。
5										今回の基幹整備や設備改修においては幾度にも亘って水や蒸気系統の配管の仮設配管や盛り替え等が発生します。最善の注意を払って施工することはもちろんですが、若干の赤水や配管残渣等の問題が生ずることは考えられます。事業者に故意・過失があった場合には、事業者側の責任との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	3	1	(1)	4)	②	ｶ			「患者のトータルな受療時間の短縮」に関る平成19年4月の質問回答No23において、「目標数値は順次示すことを検討」とありますが、確認可能な数値についてご教示下さい。	現時点ではお示しできるものはありません。
7	実施方針 参考資料2 運営基本計画	1	1	(1)	(ｳ)					現在の1日当たり外来患者数は、予約分が約1,600人(10月の現地確認時)、総じて2,000人超となると思われます。貴院の将来計画において、運営基本計画の全体計画でさしあたり想定されている1,000～1,200人という外来患者数に向けて、どのようにコントロールしていく計画であるのかご教示下さい。	病病連携・病診連携の拡充を初め、逆紹介患者の増等、さまざまな方策を検討中です。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
8	要求水準書	13	第1章	3	(3)					「共通費用負担区分表」の中で、行政手数料(当該業務において関係官庁への手続きが必要となる場合の官庁手数料)の負担が事業者側となっていますが、具体的にどのような手続きが対象になるのかご教示下さい。	事業者が業務を実施するために必要となる関係官庁への手続き全てが対象となります。
9	要求水準書	36	第4章	1	(1)	4)	ｳ			施設整備の規模等において、新棟の床面積、既存棟の改修工事面積について、各階の床面積として計上している範囲図、求積図等をご提示下さい。	求積図については、頒布資料ﾃﾞｰﾀ（CAD）上の求積システムを使用し求積を行なっています。
10	要求水準書	122	第5章	2	(1)	1)				クラーク業務の作業は定型的な一般事務作業に限定されると理解しております。そこで業務区分の対象範囲の事務作業を請負の形で受け取ると解釈してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	クラーク業務は業務区分表に示した作業について、大学と事業者の協議により定型化した上で、委託若しくは請負の形態で実施していただくことを想定しています。 なお、クラーク業務の内容は要求水準書に示すとおりであり、一般事務作業に限定するものではありません。
11	要求水準書	123	第5章	2	(2)	1)	ｳ	c		「医療秘書等の有資格者を優先的に配置すること」とありますが、医療事務の講座修了者等、当該業務に必要と思われる関連資格を有する者を、ここでいう有資格者と並列に扱う解釈は可能でしょうか。また、上記のような業務従事に必要とされる研修教育修了者を組織的に運用し、業務の質に関する評価が担保される提案であれば、必ずしも資格有無をもってモニタリングによる減額対象とならないか、ご教示下さい。	前段については、医療秘書技能検定合格と同等もしくはそれ以上の資格であれば提案に委ねます。後段については、ご理解のとおりです。
12	要求水準書	137	第5章							新B棟手術室とC棟手術室を併用した場合の器械使用方法についてご教示下さい。 理由：別々に器械を使用するか共通で使用するかで器械の必要数量が変動する可能性があるため。	器械の使用について、現段階でお示しできるものはありません。必要コストと運用の効率性の双方を考慮して、開院までに決定する予定です。
13	要求水準書	137	第5章							C棟手術室はいつまで使用するかご教示下さい。 理由：手術室補助業務における人員の分散がいつまで続くかを把握するため。中長期的な人員体制構築の参考にするため。	現時点では、使用予定期限は想定しておりません。
14	要求水準書	137	第5章							手術室への患者の入室時間は何時からを予定しているかご教示下さい。 理由：入室予定時間から業務開始時間の設定と作業に必要な人員体制を構築の参考にするため。	現行同様、8時15分を予定しています。
15	要求水準書	137	第5章	5	(1)	2)	ｲ			保育器の洗浄消毒については、事業者の業務範囲に含まれますでしょうか。また、行うのであれば現在の運用も含め、どの程度の頻度で行うべきとお考えでしょうか。	保育器の洗浄消毒は、本事業の範囲には含みません。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
16	要求水準書	140	第5章	5	(3)					新B棟手術室開始後のC棟手術室の手術件数を予測するため、以下の点をご教示下さい。 ・平成19年2月23日付け、参考資料2　運営基本計画＜各部門の基本的考え方＞P.11”手術部　部門運営の考え方”に、「既存手術室は、眼科専用手術、胆石やヘルニアなど一般的な鏡視下手術、局所麻酔手術、日帰りないし短期入院で可能な合併症のない患者さまの軽～中度手術を主に活用する」と記載があります。現状では、これに該当する手術件数は、どの程度でしょうか。 また、新B棟供用開始以降も、C棟での緊急オペは想定されていますでしょうか。	前段については、現時点ではご質問の手術件数は集計しておりません。後段については、C棟での緊急オペも想定しています。
17	要求水準書	141	第5章	5	(4)					滅菌機器について、エチレンオキシドガスに関する条例またはガイドラインが地方自治体または団体から示されておりますが、今後開院までに法的変化または機器開発が起こりえるものと予測されます。落札以後の協議の中で機器の変更があった場合、費用等の変更は協議対象となり得ますでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	142	第5章	6	(1)	2)				患者持込の私物洗濯は事業範囲外とありますが、現在は行われているのでしょうか。また、患者のサービス及び看護師の負担軽減から事業者側の提案事項と考えて宜しいでしょうか。	前段については、実施しています。後段については、利便施設運営業務の窓口サービスのクリーニング取次ぎとして事業範囲に含めています。
19	要求水準書	142	第5章	6	(1)	2)				平成19年11月30日入札説明書等に関する質問回答書No.161に関し、ソフトナースマットレスの交換頻度をご教示下さい。	患者さまの転棟時、退院時等に実施しています。
20	要求水準書	143	第5章	6	(2)	2)	ア	a		感染性リネン類は、厚生労働省の指導に基づき院内で一次消毒処理を行うことを考えております。現状の洗濯設備における商品ごとの一次消毒内容をご教示願います。	ドラム式洗濯機により、80℃の蒸気で10分以上消毒洗浄を行っています。
21	要求水準書	143	第5章	6	(2)	1)	ア	(b)		ベッドメーキング業務時間の基準として午前9時から午後4時までになっていますが、外来診察用で基準時間内に使用されている場合は、基準時間外に実施しても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
22	要求水準書	146	第5章	6	(4)					備品費の事業者購入費負担分の中でベッド･マットレス及びカーテンの範囲をご教示下さい。	ベッド・マットレスは調達の対象外です。カーテンについては、外来、病棟、診療部門全てが対象となります。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
23	要求水準書	146	第5章	6	(4)					院内洗濯施設を更新維持した場合、事業者側の室内配管及び室内ダクトの修理範囲を教示下さい。	室内配管及び室内ダクトの修理は事業範囲として事業者が実施することとなります。
24	要求水準書	147	第5章	7	(1)	2)	ｲ			院内コールセンター業務について、受託後の業務量とのブレ幅をなるべくなくし業務を遂行していきたいと考えております。想定される業務量をご教示下さい。	院内コールセンターの想定業務量については、公表の予定はありません。業務範囲と内容を考慮して提案してください。
25	要求水準書	147	第5章	7	(1)	2)	ｳ			病院の臨床工学技士と協働して業務に当たらなければならない部分が多々あると思われますが、病院の臨床工学技士はMEセンター内にデスクを構え、MEセンター所属ということになるのか、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	148	第5章	7	(2)	3)	ｱ	a (c)		不具合対応に応じて簡易修理とありますが、取扱説明書又はメーカに問い合わせて対応できる不具合を対象として想定することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	153	第5章	8	(2)					手術部で発生する病理検体等の搬送は事業者の業務範囲に含まれますでしょうか。	業務範囲に含まれます。
28	要求水準書	154	第5章	9	(1)	2)	ｱ			医事入院業務の運用方法が病院と事業者で異なる場合についての質問に対し「要求水準の達成及び病院との連携に支障が生じない範囲であれば、可能です(平成19年11月30日公表回答No208より)」とありますが、連携等の具体的な提案を行うため病院側の運用方法を確認することが必要と考えます。事業者が提案作成にあたり、その運用方法を確認できる予定はあるのでしょうか。	必要であれば、現在の入院業務の運用方法について説明することも可能です。
29	要求水準書	155	第5章	9	(2)	1)	ｳ	a		要求水準書上の用語について「総合病院は旧医療法に基づく総合病院を指すものではありません(平成19年11月30日公表回答No221より)」と記載されていますが、ここでいう総合病院が指す対象はなにか、定義をご教示下さい。	単一もしくは限定的な診療科、診療機能を有する病院ではなく、総合的に広い診療機能を有する病院を指します。
30	要求水準書	157	第5章	9	(2)	3)	ｱ	b (f)		レセプト請求期日についての質問に対し「期日までに完成するよう医師に働きかけるなどの積極的な対応を期待します(平成19年11月30日公表回答No225より)」とありますが、現状把握が必要と考えますので、レセプト業務実施体制(医師点検スケジュールや依頼方法等)についてご教示下さい。	参考として「レセプト作成日程表」を頒布します。
31	要求水準書	158	第5章	9	(2)	3)	ｳ	b		外来患者を受付・案内するにあたり、受診順番の確認や対応を現在どのように行っているか(急患や予約外対応を含め)ご教示下さい。	本院は、診療予約制であり、原則としてその予約時間順に診療を行っております。　急患や予約外については、医師に診察の可否を確認し、診察室に誘導しております。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
32	要求水準書	159	第5章	9	(3)					医事業務内容を確認する質問に対し「文部科学省、厚生労働省等に定期的に提出する資料があります。また同省から不定期に依頼を受け実施する調査資料などもあります(平成19年11月30日公表回答No237より)」と記載がありますが、それら資料の提出頻度の想定をご教示下さい。	平成１８年度の例では、文部科学省２件、厚生労働省４件、茨城県４件などであります。
33	要求水準書	160	第5章	(3)						＜産学連携について＞ 産学連携を検討する上で、下記事項についてご教示下さい。 ●「医学領域における産学連携」の他のモデル事例 ●「医学領域における産学連携」を現在担当している部署 ●「経営戦略室」と筑波大学の全学的な産学連携組織(筑波大学知的財産統括本部、産学ﾘｴｿﾞﾝ共同研究ｾﾝﾀｰ、㈱筑波ﾘｴｿﾞﾝ研究所)との関連性について	「医学領域における産学連携」の他のモデル事例は、睡眠の予防学講座、生活習慣病の予防等が該当します。「医学領域における産学連携」を現在担当している部署は、次世代医療研究開発・教育統合センター等です。「経営戦略室」と筑波大学の全学的な産学連携組織(筑波大学知的財産統括本部、産学ﾘｴｿﾞﾝ共同研究ｾﾝﾀｰ、㈱筑波ﾘｴｿﾞﾝ研究所)との関連性については、経営戦略室は全学的な産学連携は担当しておらず、事業により対応部門が異なります。
34	要求水準書	160	第5章	9	(3)					総合案内業務についての質問に対し「診療内容に関する相談については総合相談部にて病院職員が対応(平成19年11月30日公表回答No238より)」とありますが、総合案内に看護師等の病院職員が配置される予定はありますでしょうか。	総合案内は事業者側主体となっております。看護師等の病院職員の配置予定はありません。
35	要求水準書	162	第5章	10	(1)	1)				カルテ管理は重要なポイントの一つと考えますが、今後の業務遂行・改善のために現状の問題点や課題をご教示願います。(例：時間外の医師貸し出し対応の有無、不明カルテの発生頻度等)	・カルテの増加が問題となっており、保存期間の有限化が検討課題となっています。 ・時間外の医師への貸出対応は、時間外業務で対応しているが殆どなく、時間内での対応が中心となっています。 ・基本的にはカルテ貸出のアリバイ管理は構築済みであり、例えば外来診療後に病歴室に返却されないカルテは、１～２％程度となっています。
36	要求水準書	166	第5章	(3)						監査そのものは病院の業務(内部監査、外部監査、診療報酬における指導料の記述など)と考えますが、今回の監査処理における処理とは具体的にどのような業務でしょうか？　また、現状のマニュアルは開示可能でしょうか。ご教示下さい。	現在は不定期ではありますがカルテの内部監査を実施しております。ただしマニュアル等は作成しておりません。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
37	要求水準書	166	第5章	10	(3)					診療実績調査等の業務が生じた場合は、病院と事業者の間で協議の上対応を決定とありますが、業務詳細及び業務頻度を確認させて下さい。また診療実績調査「等」とありますが、その他業務に想定する詳細内容と発生頻度を確認させて頂きたく、お願い致します。	診療記録に関する内外からの調査は、不定期で行われることが多く、その業務詳細や業務頻度は一律ではありません（定期的な調査としては医療法に基づく立入検査などがあります。）。診療実績調査「等」については、調査により発生する付帯的業務を想定しており、業務量は多くありません。
38	要求水準書	192	6章	1	(3)					平成19年9月3日公表の資料6-2「筑波大学附属病院における廃棄物の分別方法」に於ける分類と要求水準書の業務区分に示されている廃棄物との分類が一致しません、資料6-2を正として整理すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書の業務区分を正としてください。
39	要求水準書	192	6章	1	(3)					保存臓器や動物舎からの廃棄物は大学が直接専門業者に依頼するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	192	6章	1	(3)					事業者が院内回収を行う感染性廃棄物については既に梱包・密閉済みであり、改めて分別・梱包をすることなく、廃棄物をゴミ保管庫まで運搬するという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	192	6章	1	(3)					現状の廃棄物回収業務においても、廃棄物は分別収集を行っており、針刺し等の事故防止をされていると思います。さらなる対策をされているのであれば、その内容についてご教示ください。	色別ビニール袋、バイオハザードマーク貼付により分別を徹底しています。
42	要求水準書	200	6章	2	(3)					既存棟の建築物、建築設備の修繕は病院側が業務主体となっていますが、応急処置対応は事業者となっています。応急処置対応について、次の様に理解していますが、大学側のお考えをお聞かせください。 ①緊急対応時の床材壁材の材料、部品は病院側から支給とする。 ②照明器具の管球は病院側から支給とする。 ③外注(職人)の手で補修するものは手配はしますが、工事金の支払いは病院側とする。	**①緊急対応時の床材壁材の材料、部品（応急処置対応の範囲）は事業者の負担とします。** **②照明器具の管球は事業者の負担とします。** **③応急処置は事業者が実施し、応急処置後の修繕は大学にて対応します。**
43	要求水準書	204	6章	3						来院者による暴力事件、あるいは盗難事件等に処するため、警察を要請したケースはありますでしょうか。もしあるのであれば、その頻度につきましてご教示ください。	ご質問のケースを含め、年間数件程度要請しています。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
44	要求水準書	204	6章	3						エントランスホール又は待合に、診療終了後も残られている患者さんや一般の方々は年間何人位いらっしゃいますでしょうか。ご教示ください。	外来診察終了は、平均18時30分頃であり、外来待合ホール玄関は19時に施錠されます。その後に残られる患者等はごく少数です。入退院ホールは、病棟の消灯時間が21時ですので、それまでは患者家族等が居られることがあります。
45	要求水準書(案)に関する質問回答書	68	449							要求水準書(案)に対する質問・回答のNo.449に「現在は開院以来のカルテを保存しておりますが、有限を検討しています」とありますが、有限の期間・廃棄量をご教示下さい。また、カルテ・フィルム共に廃棄の際に業者選定と廃棄費用は病院側と考えてよいのでしょうか。またその際に事業者はカルテ・フィルムの選別・抽出のみの業務と考えてよいのでしょうか。	有限の検討は保存期間も含め検討することとなります。廃棄業者の選定、費用は病院側です。事業者側の業務は病院側が示すリストによる選別・抽出・分別及び集積を想定しています。
46	様式集	118	15-3	(1)	1)					「調達業務との連動性を持たせる工夫について記載してください」とのご指示がありますが、ここで言う調達業務とは、何をさすのでしょうか。ご教示下さい。	誤記載です。当該箇所は削除します。
47	事業契約書(案)	70	別紙表9	2	(2)	1)				アベイラビリティに基づく減額について、次の様に理解していますが、大学側のお考えをお聞かせください。 ①施設整備業務、調達業務はアベイラビリティに基づく減額の対象外である。 ②アベイラビリティに基づく減額が発生した場合でも、施設整備費A・施設整備費B・医療機器初期調達費は減額相当額と相殺されることなく、事業契約の規定どおりに支払われる。	施設整備費A・施設整備費B・医療機器初期調達費は、それぞれの引渡しが完了し、大学と事業者の債権債務が確定した後であれば、アベイラビリティに基づく減額が発生した場合でも、減額相当額と相殺されることはありません。その他の考えについては後日公表する予定です。
48	事業契約書(案)	70	別紙表9	2	(2)	2)				パフォーマンスに基づく減額について、次の様に理解していますが、大学側のお考えをお聞かせください。 ①施設整備業務、調達業務はパフォーマンスに基づく減額の対象外である。 ②パフォーマンスに基づく減額が発生した場合でも、施設整備費A・施設整備費B・医療機器初期調達費は減額相当額と相殺されることなく、事業契約の規定どおりに支払われる。	施設整備費A・施設整備費B・医療機器初期調達費は、それぞれの引渡しが完了し、大学と事業者の債権債務が確定した後であれば、パフォーマンスに基づく減額が発生した場合でも、減額相当額と相殺されることはありません。その他の考えについては後日公表する予定です。
49	事業契約書(案)	70	別表9	2	(2)	2)				アベイラビリティ及びパフォーマンスに基づく減額について、基本的に当該減額の帰責事由保有企業にパススルーする事を原則と考えています。つきましては、アベイラビリティ及びパフォーマンスに基づく減額が、協力企業となる民間事業者が受入れ可能な内容として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	減額の考え方は後日公表する予定です。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
50	事業契約書(案)	71	別紙10	1						物価変動の増減基準についてお伺い致します。 施設整備費A及び施設整備費Bの物価変動によるサービス対価の改定を規定いただいておりますが、改定の基準となる具体的な指数等についてご教示ください。	賃金変動又は物価変動による施設整備費Ａ及び施設整備費Ｂの改定は、「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について、平成12年11月1日、文部科学省監理室長事務連絡」に基づき実施する予定です。予期することができない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、若しくは特別の要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変更を生じた場合の施設整備費Ａ及び施設整備費Ｂの改定は、当該時点における国の通知等に基づき、大学と事業者が協議を行い実施する予定です。
51	事業契約書(案)	別紙13	1	(1)	ｵ					建設工事保険の保険金額で示している建設工事費とは具体的に何の金額でしょうか。ご教示下さい。	要求水準書109頁の新棟の新設工事業務、既存棟の改修工事業務、基幹整備工事業務及び外溝工事業務に係る金額を指します。
52	事業契約書(案)	別紙13	1	(1)	ｵ					建設工事保険の保険金額は本施設の建設工事費となっておりますが、工事内容に解体費がある場合保険上その金額を控除して加入可能ですがいかがでしょうか。	工事内容に解体費がある場合保険上その金額を控除して加入することは可能です。
53	事業契約書(案)	別紙13	1	(1) (2)	ｲ					建設工事保険及び第三者損害責任保険の被保険者が限定されていますが請負者の下請人を含めても宜しいでしょうか。	可能です。
54	事業契約書(案)	別紙13	2	(1)	ｷ					2.(1)第三者賠償責任保険では「交差責任担保追加特約を付帯すること」とされていますが、1.(2)の第三者損害責任保険にも交差責任担保追加特約を付帯するのでしょうか。また、交差責任担保追加特約の範囲について指定はございますでしょうか。ご教示下さい。	前段については、1.(2)の第三者損害責任保険にも交差責任担保追加特約を付帯してください。 後段については指定はありません。
55	洗濯設備リスト									各洗濯設備機種の稼働日、稼働時間、稼動回数、処理品目をご教示願います。又、おしぼり包装機の設置と、要求水準書の洗濯(リネン管理)業務内容との関連性についてもご教示願います。	主な設備は、洗濯機3台（50kg＝2台、30kg＝１台）、プレス機3台、ローラー1台、乾燥機2台です。稼動時間は、祝・休日を除く月～金（ただし連続休業は２日間）の実質7：30～17：30です。
56	洗濯数量実績	資料5-1								洗濯数量実績に60品目の洗濯物がありますが、品目別に現状の院内洗濯・院外洗濯実施区分をご教示願います。	現時点ではお示しできるものはありません。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
57	業種別想定人員数									病院から参考資料として頒布された「業務別想定人員数」について以下の点をご教示下さい。 ・ 医療事務業務・診療情報管理支援業務・クラーク業務について下記のどのような条件下のもとの想定人員でしょうか？ (a) 現状の運用とおりの紙カルテ運用を想定した想定人数なのか (b) 電子カルテ運用かつペーパレス運用を想定した想定人員数なのか (c) 電子カルテ運用だが、一部伝票運用がある想定人員数なのか (d) 電子カルテ運用と紙カルテ運用を併用した場合の想定人員数なのか (e) 病院情報システムの変化(電子カルテ化等)を踏まえた上で契約期間内の平均的な想定人員数なのか (f) その他	（ａ）の現状のとおりの紙カルテ運用を想定した条件のもとの想定人数です。
58	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	1	1							本回答にて「文書による質疑と回答は、必要に応じて実施する予定です」とありますが、本質問回答に対する再質問も含め、もう一度質問の機会を出来るだけ早急に設けていただくことを要望します。	今後書面による質疑応答は予定しておりません。
59	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	29	179							入札説明書等に関する質問の回答(第2回)のNo.179において「院内洗濯設備は、更新までの期間、貸し出し物品として病院所有の設備を使用することを想定しています」との回答をいただいております。この”更新”の意味合いは、機器の減価償却に伴う更新と推察しますが、平成24年4月以降も、既設の洗濯設備機器を使用する場合、下記の点をご教示下さい。①賃貸借費用や撤去費用等、SPCが負担する費用の有無と、有ればその金額。②設備機器の更新期日。	①については事業者負担となりますが、具体的な金額については公表の予定はありません。②は提案に委ねます。
60	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	41	256							入札説明書等に関する質問の回答(第2回)のNo.256について、「A棟地下病歴室に、現在外部保管している診療録及びフィルム類を移設する」とありますが、PFIの業務外と考えてよいのでしょうか。 また、事業者の業務となる場合下記について、ご教示下さい。 (a)移設を行うカルテの量 (b)移設を行う際のカルテの運送業務はPFI事業者なのか (c)移設を行う際のカルテの整理業務はPFI事業者なのか	ご理解のとおりです。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
61	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	111	735							既存棟の維持管理・運営開始予定日は平成24年4月1日とありますが、事業契約書第50条第5項との整合性について、ご教示下さい。	事業契約書第50条第5項の「各施設引渡し日」を「維持管理・運営開始日」に訂正します。また、別紙2の1.（5）「維持管理・運営開始予定日：平成24年4月1日」は削除し、3.共通の（2）として「維持管理・運営開始予定日：平成24年4月1日」を新設します。
62	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	112	745							No.745の回答から、利便施設の貸付料は、提案時までには公表されないものと理解しましたが、近隣地域内に所在する賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等に大きな変動がなければ、No.344の回答にある平成19年度建物貸付料(15,255円／㎡・年)から、大きな乖離はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	114	756							不動産取得税及び固定資産税・都市計画税の計上する費目を確認する質問(No.756)の回答に、「そのようなことが生じない提案を期待します。」とあります。この事を前提とした場合の地方税について下記の様に考えておりますが、大学様のお考えと相違が無いかをご教示下さい。 ①不動産取得税について：工事完成後、引渡しまでに6ヶ月以上の期間を空けた場合、所有権はSPCにあるとみなされる。 ②固定資産税、都市計画税について：1月1日時点で使用可能状態にある場合、所有権はSPCにあるとみなされる可能性が高い。	①、②とも同様の考えです。なお、詳細は質問者において所轄税務署に照会してください。
64	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	1	3,4							事業者が当該リスクに対し賠償責任保険又は火災保険を付保するコストは、最終的に提案価格に反映します。一方、国立大学法人総合損害保険は、①一般の保険と比較して保険料率が相当低いこと、②大学PFIについてはSPCに対する求償権を放棄する仕組みもビルトインされていること等の特徴があります。したがって、大学とSPCの一体となった総合的リスク対応を図り、本PFI事業にかかるリスクコストを合理的な水準とすることで、本事業全体のVFM向上に資すると思われます。よって、当該リスクについては、まず国立大学法人総合損害保険により損失を補償し、なお不足する部分について事業者が賠償するという処理方法を採用して頂きますよう要望いたします。	まずは国立大学法人総合損害保険により損失を補償し、なお不足する部分について事業者が賠償することも可能とします。なお、補償に伴う保険金の増額負担や、事業者の故意又は重過失による損害の場合の措置は国立大学法人総合損害保険の「国立大学総合損害保険特約条項」に基づくこととなります。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
65	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	1	3,4							施設損傷リスクに関する№3ならびに№4の回答について清水建設グループの見解を申し上げます。 事業者が当該リスクに対し賠償責任保険又は火災保険を付保するコストは、最終的に提案価格に反映します。国立大学法人総合損害保険は、①一般の保険と比較して保険料率が安く、②PFIについてはSPCに対する求償権を放棄する仕組みもビルトインされていることから、当該保険を活用したほうが事業全体のVFM向上に資すると思われます。	No.64への回答を参照ください。
66	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	57	361							逸脱提案について、No.361の回答では、「逸脱提案とは、加点項目提案書において大学提示条件と合致しない提案を示します。」とあります。また、No.402では、質問及び回答主旨「軽微な逸脱(要求水準書の未達)は失格とせず、逸脱提案をした応募者を落札者に選定することがある」とあります。つきましては、逸脱提案の定義(加点項目における大学提示条件との不合致・要求水準書の未達)について、ご教示下さい。	逸脱提案の定義は、入札説明書等に関する質問への回答(第2回)No.361の回答のとおりです。なお、入札説明書等に関する質問への回答(第2回)No.402の回答は、軽微な逸脱の場合、大学が事業者にヒアリング等にて内容の確認等を行い、他の応募者が当該落札者よりもより有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる条件変更に該当しないと大学が判断した場合に限り、落札者決定後に当該逸脱の修正等を行うことを条件として軽微な逸脱をした応募者を落札者として選定する可能性があるとの趣旨です。
67	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	72	468							本施設の設置自体への反対に起因する周辺その他からの苦情等への対応については「原則として事業者が対応する」とのご回答ですが、本事業を実施することを決定された大学でなければ対応は困難である（大学が対応を行わないことにより、より問題が大きくなる可能性は否めないのではないでしょうか。）ため、「原則として大学が対応する」と修正していただけませんでしょうか。	入札説明書等に関する質問への回答書(第2回)No.468の回答のとおり原則として事業者が対応することとしますが、事業者の求めに応じ、苦情等の内容により大学が必要と認める場合は大学も事業者と共同で対応します。
68	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	73	476							「追加的な費用が発生したときは事業者負担」であることとの均衡を勘案すれば、事業者提案の範囲を逸脱しない場合には「費用の減少が生じたときには、支払額の減額について協議を求めることができる」とすることが、やはり適当であるかと思料いたします。「原案のとおりとします。」とご回答された主旨について、ご教示願います。	大学が必要と認める以外の変更に伴う費用の減少は、支払額を減額することが当然であるとの考えによるものです。ただし、原則外として、費用の削減とともにサービスレベルの向上が期待できる場合については、事業者は大学に対し、支払額の減額について協議を求めることは可能です。
69	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	75	490							本回答において「完成の日とは・・・・平成27年4月1日とは必ずしも一致しないと考えています。」とありますが、提案における履行保証保険の終期については、平成27年4月1日あるいは事業者が計画する施設完成予定日のいずれでも構わないのでしょうか。	事業者が計画する施設完成予定日が平成27年4月1日以前であれば、いずれでも構いません。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
70	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	77	502							建設者又は第35条（第三者による施工）に定める第三者による保証書の差入れについては、事業者と当該建設者等との工事請負契約の締結が完了していなければ保証書発行手続きが行えないと思料いたしますので、「事業契約の締結後、速やかに差し入れる」のではなく、「建設者又は第35条（第三者による施工）に定める第三者との契約締結後、速やかに差し入れる」としていただけますでしょうか。	入札説明書等に関する質問への回答書(第2回)No.502の回答のとおり「事業契約締結後速やかに差し入れる」としますが、差し入れる時期については事業者と契約者の工事請負契約の締結時期等を勘案し、柔軟に対応する予定です。
71	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	80	528							質問No.528の回答の主旨は、大学の帰責事由による損害は、全て大学にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	大学側の故意重過失の場合に責任を負うに過ぎません。すなわち、大学の軽過失による損害は事業者の負担となります。
72	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	81	531							使用開始日から所有権移転日までの医療機器等の管理責任は事業者負担であるとのご回答ですが、医療機器等の使用を開始されている以上、大学にご負担いただくのが適当なのではないでしょうか。「事業者負担となります。」とご回答された主旨について、ご教示願います。	ここでの使用とは、事業者の使用許可等により、トレーニングやリハーサル等の非診療行為等にて一時的に使用し、大学が医療機器等を占用することは想定していないことから、事業者の管理責任とすることが妥当であるとの考えです。
73	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	84	556							本回答において「後段については、事業者負担となります。」とありますが、7項3号の「・・・納品後は、大学において実施されることとし、事業者は一切診療材料等の管理を行わないこと」と矛盾するように思われます。上記リスク分担に関する大学側の考え方が事業契約書上明確になるように条文を修正いただけますでしょうか。	大学による診療材料等の管理は、診療材料等の所有権移転後となるよう条文を修正する予定です。
74	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	85	562							直接納品の場合には、当然ながら事業者は納品時の検査等を行うことができないことになります。事業者が納品に介することができないにもかかわらず、瑕疵担保責任については事業者が介することとするのは合理的ではないのではないでしょうか。また、瑕疵担保責任について事業者が介することに問題はないのでしょうか。「事業者負担となります。」とご回答された主旨について、ご教示願います。	事業契約に基づく調達である以上、大学に対しては事業者が瑕疵担保責任を負うとの考えによるものです。
75	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	99	649							「病院自身がやるべきとの行政指導（法令変更によらない）」による契約の解除は、リスク分担表の「法制度リスク」になるかと思います。「不可抗力により」ではなく、95条や別紙12などの表記に合わせて「法令変更により」に書き換えたほうが齟齬が生じないのではと存じます。	原案のとおりとします。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
76	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	102	673							「原案のとおりとします。」とのご回答ですが、各棟引渡し前の契約解除の場合に、出来形検査合格部分の引渡しを受けないのは、4項の規定が適用される場合のみであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	104	684							契約解除の場合の法令変更及び不可抗力よる契約解除の場合、かかる追加費用及び損害の分担については、別紙12のルールに従って処理される旨が、「入札説明書等に関する質問への回答（第2回）」No.694に記載のあるとおり、104条及び108条に規定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	105	691							「大学又は大学の指定する者が運営支援等業務を支障なく継続できるようになった場合に引継ぎが完結したものとします。」とのご回答ですが、「支障なく継続できるようになった場合」という定義のみでは、引継ぎを受ける側に原因がある場合でも引継ぎが完結しないことになり、事業者が過度の責任を負うことになる可能性が危惧されます。引継完結の定義について、もう少し詳細なものをご教示願います。	「大学又は大学の指定する者が運営支援等業務を支障なく継続できるようになった場合に引継ぎが完結したものとする。ただし、当該指定する者の責に帰すべき事由により引継ぎが遅延した又は遅延することが明らかな場合については、大学と事業者が協議を行い引継ぎの完結の定義について別途定める。」とします。
79	入札説明書等に関する問回への答書(第2回)	106	703							4項に定められている大学に起因する解除の場合については，違約金条項及び損害額と違約金の差額の支払について規定されておりません。ご回答にあるとおり3項が削除されないのであれば、事業者に起因する解除の場合と同内容の規定を大学に起因する解除の場合にも定めていただけませんでしょうか。	事業者の債務不履行の場合には違約金の定めがあるため、かかる違約金がいわゆる民法学説上の「損害賠償額の予定」（民法420条1項後段）ではなく「違約罰」を定める趣旨であることを明確にするために設けられている規定です。大学側の損害賠償については違約金の定めはありませんので、このような規定は不要です。従って、原案のとおりとします。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
80	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	109	721							協力企業付保分の保険料は、通常業務委託費に含まれているため、名目上はSPCが負担する保険料しかサービス対価の内訳として表れて来ませんが、トータルのサービス対価には含まれているため、大学側が実質的に保険料を負担しているという意味でSPC付保分と協力企業付保分の間に差は無いということについて十分ご認識頂きたいと思います。 そのうえで、3項の規定の「大学の事前の承諾」については、①上記認識に基づきますと、保険料が名目上サービス対価に計上されているか否かで承諾の要否を区分するのでは無く、別紙13に定める保険契約（事業者提案分も含む）全てについて同様の取り扱いとすべきと考えられますが、このように保険全てについて事前承諾を行うことは、実務として合理的でないこと、②2項において大学側への付保報告義務が規定されており、これで保険管理は可能と思われること、の2点からこの3項の事前承諾条項を全て削除いただけないでしょうか。	前段については十分認識しております。後段については、保険管理上、事前の承諾は必要との考え原案のとおりとします。
81	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	110	730							「原案のとおりとします。」とのご回答ですが、既存棟についてまで著作権侵害に関する責任を事業者が負わなければならないとする主旨について、ご教示願います。	既存棟改修工事の実施設計の見直し業務等により、第三者の有する著作権を侵害する可能性も否定できないとの考えによるものです。
82	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	111	732							基本協定書（案）第6条では、大学の書面による事前承諾がある場合には、第三者に対しても株式の発行等は可能となっております。事業契約書（案）第123条についても基本協定書（案）第6条と同内容に修正いただけますよう、お願いいたします。	原案のとおりとします。第123条でも大学の事前の承諾を得れば、第三者に対しても株式の発行等は可能と解釈することが出来ると考えています。
83	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	117	774							サービス対価の減額等の基準は入札前に提示されるとのことですが、いつ頃ご提示頂けますでしょうか。また、特にアベイラビリティ減額の範囲及び減額の程度について、現時点における大学側のお考えをご教示頂けませんでしょうか。 アベイラビリティ減額の事業者の収支に与える影響が大きすぎると事業の安定性を損なうこととなるため、ファイナンスをつけることが困難になります。また、影響がそれほど大きくなかったとしても、ファイナンスストラクチャー(エクイティの割合、リザーブ金額等)を検討する上で、アベイラビリティ減額の金額について一定の想定を行うことが必要です。	サービス対価の減額等の基準は、入札競争参加資格確認申請等の受付期間の前までに可能な限り早期に公表します。アベイラビリティ減額の範囲及び減額の程度に関する現時点における考えについては、No.123～No.125への回答を参照ください。
84	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	119	789							調達業務は、物価変動の影響が小さく、改定する必要が低いと考えられる根拠をご教示下さい。	調達品目と調達価格は、事業期間中、調達を行う時点毎に見直す予定との考えによるものです。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
85	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)	120	791							物価指標の代替指標については、落札後に大学様と事業者との事業契約手続にあたっての協議事項という理解でよろしいでしょうか。受託企業との受託契約にも影響が生じますので早い段階での協議をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
86	なし									熱源方式の提案時にランニングコストを試算する為、現在の エネルギーの契約形態およびエネルギー単価をご教示願います。（水、電気、ガス、医療ガス）	・市水料金　226.26円／ｍ３　つくば市下水道局 ・井水料金　15.9円／ｍ３　筑波大学独自の単価 ・排水料金　157.48円／ｍ３　つくば市下水道局 ・電気料金　12.8円／ｋｗ　今年度末まで、エネットとの契約 ・ガス料金　54.66円／ｍ３　筑波学園ガス㈱との大口契約
87	要求水準書									LAN設備の工事範囲の確認 配管･配線及びアウトレットまでを施設整備工事と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います	ご理解のとおりです。
88	要求水準	41	4	1)	(4)	ｶ	(ｲ)	c		現行建築基準法及び関連法規による既存遡及対応工事については大学で対応予定の棟を除き改修図に示された工事範囲と考えて宜しいですか。その場合D棟・E棟・F棟は遡及対応工事完了または大学対応予定と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準	42	4	1)	(4)	ｶ	(ｳ)	c		医学中央機械室から病院サブセンター及び共同構内の配管・配線等の更新及び増設を行うと記載されていますが病院が稼動した状態ですべて更新を行うのは現実的でないと考えられます。配管工事に関しては103項の基幹整備要求水準に記載されている内容のみ更新と考えて宜しいですか。	前段については、要求水準書97頁(4)1)ｱの各項目ａにより実施願います。 後段の配管工事について、103頁の空気調和設備ⅳについては、ご理解のとおりです。
90	要求水準書	101	4	3	(4)	2	(ｳ)	i		要求水準書では高圧配電設備で「新B棟分を考慮しながら全面更新する」とありますが、基本設計説明書P75では「医学地区中央機械室既設配電盤はH12年に改修しているため今回の改修範囲に含めない」とあります。基本設計説明書のように今回の改修範囲に含まないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に依ります。

回答番号	資料名称	該当箇所							分類	質問事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他					
91	要求水準書	42	4	1	(1)	4)	ｶ	(ｳ)		「病院サブセンター及び共同溝内の配管・配線等の更新及び増設を行う」とありますが、基本設計説明書の133ページには、「既設高圧ケーブルを極力利用する・・」とあります。共同溝内・病院サブセンターの更新すべき配線種別をご指示下さい。	共同溝内の配管配線を更新するのは機械設備が主。電気設備は極力既設を流用します。ケーブルについては、回路容量によるケーブル容量見直しにより不足する系統を更新致します。